

教育委員会 平成20年度8月定例会会議録

平成20年8月13日（水）鎌倉市役所 402会議室

9：30開会、11：55閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、梅津委員、宮崎委員、熊代教育長

（会議経過）

藤原委員長 定足数に達したので、委員会は成立した。これより8月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を仲村委員に願います。

日程に従い、議事を進める。本日は後ほどの課長等報告で「保存管理計画の策定について」があるが、この件について事務局から市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があり、これを了承し出席させている。

<日程第1 報告事項>

藤原委員長 日程第1 報告事項に入る。

1 課長等報告

(1) 「かまくら教育プラン」の取組状況（平成19年度）について

教育総務部次長兼教育総務課長 「かまくら教育プラン」については、平成16年11月に策定されてから4年目を迎える。平成19年度の取組状況のまとめ方だが、「平成17年度及び平成18年度かまくら教育プランの取組状況」の形をベースとして、5つの基本方針に基づく17の目標に対し、具体的にどのように取り組んだかについて各学校や教育委員会、市長部局の各課に調査をし、その回答をまとめた。

基本方針1の目標1-1「子どもたちが教師や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活を送れるよう取り組みを進めます。」についてを例にとって説明すると、1頁の〔小・中学校における主な取組〕には、昨年と同様に、市立の小・中学校の75%以上の学校が取り組んだものを掲載し、2頁ページ上段の〔小・中学校におけるそのほかの取組〕には、それぞれの学校が独自に取り組んだもので、75%に満たない取組を掲載した。

また、教育委員会事務局や市長部局の各課において、小・中学生を対象に実施された事業などを、2頁下段のとおり〔市や関係機関における取組〕として掲載をしている。なお、一つの取組が二つ以上の目標に該当する場合は（再掲）として掲載している。さらに、〔小・中学校における主な取組〕及び〔市や関係機関における取組〕欄で、新たに掲載した取組には星印を付けた。2頁の上、「相談ポストの設置」、「心のふれあい相談員によ

る相談」、「ケース会議における情報交換チームによる支援」、3頁の「子どもの相談機関紹介、カードの配付」が新たに掲載した取組である。また、昨年、当委員会で報告をした際に、取組の成果や課題がわかりづらいというご指摘をいただいたことから、今回はそれぞれの取組に対して「成果」と「課題」を掲げた。目標1-1の取組に対する成果としては、2頁の中ほどに記載のとおり「校内児童指導・生徒指導体制が確立され、小学校においては心のふれあい相談員、中学校においてはスクールカウンセラーと教育相談コーディネーター・担任とが連携を図り、個に応じた適切な支援に効果を上げている。」などを挙げているとともに、課題として、「相談体制は整備されつつあるが、家庭や地域・市・外部機関との連携など、更に工夫が必要である。」、「相談活動や児童生徒指導については、教職員が共通理解をして一致した取組が必要であるとともに、子どもと向き合う時間を確保するための工夫が必要である。」との課題を挙げている。

また、8頁の目標1-3「家庭・地域との連携のもとに、信頼と相互交流をいっそう進める「開かれた学校づくり」に努めます。」では、「授業参観・学校へ行こう週間等、保護者や地域の方が、授業や教育活動を参観できる機会を適切に設け、情報提供することによって、学校への理解が深まり、地域の方々の来校も増えている。」との成果を挙げる一方で、「児童生徒の安全・安心な学校生活の視点から、来校者の把握について課題がある。」との課題を挙げている。

今回、成果と課題を掲げたことにより、それぞれの学校において、他校の様子、市全体の様子をとらえることができ、今後の学校経営、学校づくりに生かしていけるものと考えている。また、教育委員会としても、それぞれの課題が少しでも解消されるよう支援できる方策を検討していきたいと考えている。

(2) 学校施設におけるアスベストの除去工事について

学校施設課長 本件は、平成20年6月20日にアスベスト分析方法のJIS規格が改正されたことから、その調査基準に従って、アスベストの含有が疑われる吹き付け材の成分調査を7月4日から実施した。その結果、学校施設については深沢中学校で2箇所、今泉小学校で4箇所からアスベストが検出された。検出されたのは、クリソタイルというアスベストで、調査方法が新たに定められた「バーミキュライト」という吹き付け材から検出されたものである。検出された箇所は、深沢中学校の昇降口と視聴覚室。今泉小学校の第1家庭科室、第2理科室、多目的室、和室の、それぞれ天井の仕上げ材に含まれていた。これらの施設は、直ちに当該箇所の立ち入りを禁止し、空気中にアスベストがあるかどうかの飛散調査を行った。結果は、いずれの箇所もアスベスト繊維の飛散は認められず、空気中からは検出されなかったため、児童、生徒、教職員、近隣住民の健康に被害は及ぶものではないことがわかった。

除去工事は、今泉小学校が既に8月11日から、深沢中学校が8月16日から、いずれも夏休み中には完全撤去と復旧工事を完了させる予定である。また、撤去工事のことや今回の調査結果についての周知は、すでに学校周辺の近隣住民には直接出向いて説明し、保護者全員と開放教室を利用している団体には郵送にて説明と報告文を送付した。なお、生涯学習施設については、玉縄青少年会館、中央図書館、鎌倉武道館、海浜公園

水泳プールの4施設が再調査の対象となっていたが、環境部によって調査が行われた結果、4施設ともアスベストの含有は確認されなかったとの連絡を受けている。

(3) 平成21年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童・生徒数の推計について

学務課課長代理 平成21年度の鎌倉市立小学校の普通学級の児童数は、7,736人、学級数は、231学級、特別支援学級は71人・17学級で合計7,807人・248学級と推計した。平成20年の5月1日現在と比較すると、児童数は3人の増加、40人学級編制の場合の学級数同士での比較では4学級の減少となる。次に、市立中学校の普通学級の生徒数は、2,998人、学級数は、90学級、特別支援学級は34人・8学級で合計3,032人・98学級と推計した。平成20年の5月1日現在と比較すると、生徒数は92人の増加、学級数は2学級の増加となる。各小・中学校の児童・生徒数、学級数については、資料のとおりである。

(4) 平成19年度児童生徒指導上の諸問題調査より、本市におけるいじめの問題の状況について

教育指導課長 文部科学省が実施した「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から、本市におけるいじめの問題の状況について報告するものである。まず、7頁の1「いじめを認知した学校数及び認知件数」をご覧ください。いじめを認知した学校数及び認知件数は、小学校10校、23件で、中学校5校、28件である。次に、2「いじめの認知件数の学年別・男女別の内訳」は表のとおりで、小学校・中学校において、男女の割合がほぼ同じだった。次に、3「いじめの現在の状況」についてだが、これは調査日である平成20年3月31日現在の状況で、小学校・中学校のいじめの解消率をみることができる。この集計結果から小学校・中学校のいじめの解消率(調査日平成20年3月31日現在の状況)は、それぞれ95.7%・78.6%であるが、一定の解消が図られたものを含めると、中学校も96.5%になり、ほとんどが解消若しくは一定の解消が図られたという結果になっている。今後、再発や見えないところでの継続も心配されることから引継ぎを充分に行い、継続して見守っていくよう校長会でも依頼した。

次に、4「いじめの発見のきっかけ」は、小・中学校合わせると、発見のきっかけは、いじめられた児童生徒本人からの訴え(35.3%)、当該児童生徒の保護者からの訴え(31.4%)、担任の教師が発見(19.6%)の順になっている。次に、8頁の6「いじめの対応状況」についてだが、この調査では「いじめる児童生徒への対応」「いじめられた児童生徒への対応」「その他」の3項目について集計した。まず、「いじめる児童生徒への対応」については、具体的な対応として小・中学校合わせ「学級担任や他の教職員が指導」が最も多く、次いで「保護者への報告」となっている。次に、「いじめられた児童生徒への対応」については、具体的な対応として小・中学校合わせ「学級担任や他の教職員が状況を聞く」が最も多く、次いで「学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う」となっている。

次に、「その他」の学校におけるいじめの問題に対する対応としては、「当該いじめについて、被害、加害双方の児童生徒同士の話し合いを実施」が最も多く、次いで「学級で当該いじめを取り上げ、学級全体に指導」となっている。最後に、10頁の7「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」については、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」が多くなっている。以上が、文部科学省が実施した「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から、本市におけるいじめの問題の状況調査結果である。

本市においては、各学校において、いじめの問題への取組について教員一人ひとりがより一層の点検を行うことにより、校内指導体制の充実強化を図ること、また、命の大切さについて引き続き指導するなど、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめを許さない学校づくりに向けて取り組んできた。また、今年度においては教育委員会としても「鎌倉市学校教育指導の重点」に一番の重点項目として「安全で安心して学び生活できる学校づくり」を取り上げ、児童生徒が安心して学び、生活できる安全な学校づくりを学校とともに進めている。

今後も、よりよい人間関係づくりに努め、いじめなどの児童生徒の問題行動に対する事前防止並びに支援体制の充実を図り、楽しい学校づくりに取り組んでいく。

(5) 青少年総合意識調査（アンケート）の実施について

生涯学習部次長兼生涯学習課長 鎌倉市の青少年健全育成行政を進める上で、総合的な指針作りが必要となっており、現在関係課で庁内プロジェクトでの検討を行っているが、このたび、その準備のひとつとして、青少年対象のアンケート調査を行うことになった。対象は中学1年生から25歳までで無作為に抽出した3,000名とする。なお、中学生と高校生等対象年齢への送付は保護者あての挨拶文も同封する。アンケートの内容は、毎日の過ごし方、友人関係、悩みや心配ごと、地域とのかかわり、生き方や将来の希望、パソコンや携帯電話の使用内容状況、仕事観、青少年行政への要望などとなっている。8月下旬に発送し、9月末日を一応の締め切りとしたいと考えている。回答は4割1,200件を目指している。

なお、回答状況を集約でき次第、その内容について報告したいと考えている。

(6) 保存管理計画の策定について

文化財課長 史跡の保存管理計画は、国指定史跡を適切に保管し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として、その適切な保存管理を行っていくための指針や方法などを定めた行政計画である。策定に当たっては、学識者、史跡地関係者、行政関係者等で構成する策定委員会を設置し、検討してきた。また、鎌倉の世界遺産登録に向け、個々の対象遺産ごとに「管理計画」を定めることが求められていることから、今回の保存管理計画策定は、世界遺産登録推進準備の一環として実施したものであり、策定に関わる実務については、市教育委員会の補助執行として世界遺産登録の準備を進めている世界遺産登録推進担当が

行ったものである。

それでは、平成20年度に策定した記載の4史跡について、その概要を説明する。はじめに、別添の資料1「史跡寿福寺境内保存管理計画書（抜粋版）」について当保存管理計画書は、平成19年度に着手し、平成20年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。抜粋頁の4頁、委員等名簿の策定委員会の構成についてだが、委員は、建築、歴史、植生、考古など史跡に関連した分野を専門とする学識者、史跡地関係者及び市の関係部長で構成されている。また、文化庁及び県の関係機関などには、助言者として参加いただき検討を行った。なお、その他の3史跡の保存管理計画策定委員会についても、基本的に委員の構成は同様であるので、以後の説明では割愛する。

次に、目次により計画の全体的な構成を説明する。第1章は、「沿革と目的」として、保存管理計画策定の経緯や目的等、全般的な内容について記載している。第2章は、「史跡の概要」として、史跡の歴史的価値や意義、そして自然環境や現行法規制等を含めた史跡の現状について整理をしている。次の頁となるが、第3章は、「保存管理」として、史跡の保存管理を行っていく上での基本的考え方、保存管理の方法、現状変更等に対する取扱基準のほか、追加指定の考え方や指定地周辺の環境に対する考え方などを示してある。第4章は、「整備・活用に関する基本的考え方について」、第5章は、「史跡の管理体制について」といった章立てになっている。また、付編としては、文化財保護法関係の規定と、関連する他法令等の概要について記載している。それぞれの保存管理計画書の全体的な構成は、ほぼ同様の章立てとなっているので、策定委員会の構成と同じく、この後の説明を割愛する。また、保存管理計画書の抜粋については、「史跡の概要等」を記載した第1章、第2章について省略する。

以後の説明については、計画書の中心的な内容である第3章以降の「保存管理」と「史跡の管理体制について」に限定して、それぞれの資料に基づき説明する。それでは、抜粋頁の81頁、第3章の「保存管理」について説明する。保存管理の基本的考え方として、「史跡の歴史的評価」や「現在の状況」を踏まえ、保存管理計画を策定する上での基本的な方向性を示している。基本的な方向性としては、古来営まれてきた信仰の空間としての風致を保ちつつ、景観及び安全面に配慮した適切な管理を行い、整備を行う場合には寛政2年(1790)に描かれた「寿福寺境内絵図」・「寿福寺塔頭絵図」の姿を基本にしなから、その状態に戻していくことを目指すとしている。

引き続き、次の頁の「史跡の管理体制について」を説明する。史跡の管理体制については、史跡の管理団体指定は行わず、境内地として機能している土地については寿福寺が境内地として管理を行うとともに史跡としての保存管理を行う。また、現境内地以外の土地については、適切な保存管理を行うための必要な調整を鎌倉市が主体となって行い、土地所有者等が現状の利用形態に即した管理を行うとともに、史跡としての保存管理を行う。史跡指定地内の市道については鎌倉市が、史跡としての保存管理を行うとしている。

続いて、資料2の「史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓保存管理計画書」について説明する。本計画についても平成19年度に着手し、平成20年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。抜粋頁、80頁の第3章「保存管理」についてだが、史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓の保存管理の基本的方向性としては、古来営まれてきた信仰の空間としての

風致を保ちつつ、景観及び安全面に配慮した適切な管理を行うとしている。次の頁の第5章「史跡の管理体制について」をご覧ください。史跡の管理体制については、寿福寺境内と同様に史跡の管理団体指定は行わず、境内地として機能している土地については浄光明寺が境内地として管理を行うとともに、史跡としての保存管理を行う。また、現境内地以外の土地については、適切な保存管理を行うための必要な調整を鎌倉市が主体となって行い、土地所有者等が現状の利用形態に即した管理を行うとともに史跡としての保存管理を行う。史跡指定地内の市道、市水路については鎌倉市が、史跡としての保存管理を行うとしている。

続いて、資料3の「史跡極楽寺境内・忍性墓保存管理計画」について、説明する。本計画についても平成19年度に着手し、平成20年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。抜粋頁、89頁の第3章「保存管理」についてだが、史跡極楽寺境内・忍性墓の保存管理の基本的方向性としては、古来営まれてきた信仰の空間としての風致を保ち、史跡の維持・保存を図りつつ、景観及び安全面に配慮した適切な管理を行うこととしている。次の頁の第5章「史跡の管理体制について」についてだが、寿福寺境内や浄光明寺と同様に、史跡の管理団体指定は行わず、境内地として機能している土地については極楽寺が境内地として管理を行うとともに、史跡としての保存管理を行う。また、現境内地以外の土地については、適切な保存管理を行うための必要な調整を鎌倉市が主体となって行い、土地所有者等が現状の利用形態に即した管理を行うとともに、史跡としての保存管理を行う。史跡指定地内の市道については鎌倉市が、史跡としての保存管理を行うとしている。

続いて、資料4の「史跡東勝寺跡保存管理計画」について説明する。本計画についても平成19年度に着手し、平成20年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。抜粋頁、74頁の第3章「保存管理」についてだが、史跡東勝寺跡の保存管理の基本的方向性としては、可能な限り現状の風致を保ちながら、史跡の維持・保存を図りつつ、景観及び安全面に配慮した適切な管理を行い、学術的調査・研究の成果を踏まえ、史跡としての適切な公開・活用を検討することとしている。第5章「史跡の管理体制について」をご覧ください。史跡の管理体制については、史跡指定範囲には、複数の土地所有者が存在し、かつ様々な土地利用形態が混在していることから、今後、鎌倉市が管理団体の指定を受け、史跡としての一体的な管理を行うとしている。なお、鎌倉市が管理団体の指定を受けるまでは、土地所有者が現状の利用形態に即した日常的管理を行うとともに、史跡としての保存管理を行うものとしている。

以上、ただいま説明した4件の史跡の保存管理計画については、本委員会の報告を終えた後、それぞれ平成20年9月から施行していく予定である。

ここまでの報告事項に対する質問・意見

(「かまくら教育プラン」の取組状況(平成19年度)について)

仲村委員 この取組状況については、多岐にわたっている為、断片的に聞きたい。小・中学

校の「校内における教育相談」については、「児童生徒一人ひとりが持っている人間関係や精神的な問題、学習・生活などの教育上の問題について、本人又はその保護者などから相談を受け、望ましいあり方について指導・助言を行いました。」とあるが、これは相談を受けた場合のみ相談にのっているということか。あるいは、生徒一人ずつに会って色々な問題を聞いて把握しているということなのか。

教育指導課長 教育相談であるが、基本的には計画的に児童と面談をするような機会を設けている場合と日常的に子どもから相談を受ける場合があると思う。学校の方としては、子どもたちと保護者がいつでも担任、学校に相談できるような場を意識的に設けたり、そうした呼びかけをすることで、対応がいつでも出来るような状況を作っているという取組を全部の学校で実施したという報告を受けている。

仲村委員 例えば、そうした相談を受ける場合に、窓口は担任かあるいは学校で教育相談係というような役割があつてのことか。

教育指導課長 例えば、実施している多くの学校では、教育相談期間を設け生徒及び保護者に通知をする。その間を教育相談の受け付ける期間とし、そのときには担任を含めて誰にでも相談できるので誰に相談をしたいかという要望と日程を調整して、担任を中心としてそれ以外の教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談コーディネーターなど、どの先生にも相談できるという対応をしている。

仲村委員 系統的にきちんとシステムができているか。

教育指導課長 年間予定の中に既に計画されており、実施していくという学校が多くある。

仲村委員 個々の学校によって対応の仕方が違っているのか。

教育指導課長 中学校の場合、全ての学校で教育相談期間というものが、行事予定等の報告の中に設置されており、同じ形をとっているものと思う。小学校の場合は、学級懇談会等を含めていろいろな場を設定しているが、いずれにしても、学校の中で対応できる形をとっていると認識している。

仲村委員 「縦割りグループによる異学年とのかかわり」について、これは例えば年間何回というように、計画的にやっているのか。

教育指導課長 実際には、例えば校外学習や遠足などのときに、複数学年でグループを作って毎年度実施するという形で、計画の中に位置づけて実施している。

仲村委員 2頁の「成果」のところで、「中学校においては、部活動が学校の活性化につながっています。」とあるが、部活動は自由意志で入部しているのか、それとも全員何らかの部

活動に参加するように指導しているのか。

教育指導課長 本市の中学校における部活動はあくまでも課外ということであり、生徒の意志で入部することになっている。ただ、学校によっては何らかの活動ができるようできるだけ入部をすすめているところもあるが、基本的には生徒の自由意志での入部となっている。

仲村委員 大学では部活動の参加者は比率からすると、半分もいかないのではないかと思う。人間関係や友達がいけないなどで悩んでいる大学生が非常に多い。そういうことからすると、小さいときから部活に入って、そういう人間関係を訓練するとか、むしろ集団生活の部活に自由意志でなくて中に入れと言って促したほうが、長い目で見るとその方が良いのではないかと思う。小学校には部活動があるか。

教育指導課長 小学校では部活動というものはない。教科外の活動としては、クラブ活動として年間に数回、各学校で先生方の指導できる内容のいくつかの種目等を設けて実施している。これは高学年の児童を対象に行われている。

仲村委員 今いろいろ問題があるが、少子化、外遊びをしない、塾通いなど集団生活や人間関係で鍛錬したりすることができないということから生ずる問題が起きないように、そうした場面を提供することが必要だと思う。思いつくままに断片的で申し訳ないがこれから1つずつ検討していけたらいいと思う。

宮崎委員 取組率というのがある。100%というところもあるし、80%や36%というところもある。そのふり分けを冒頭の説明で75%の実施率のラインを引いて、これを分類したという説明があった。75%の実施の学校で結果的に100%の実施がされていると理解すればよいだろうか。そうすると、一体75%とはどういう意味があるのだろうか。統計の仕方という基本的な枠組みにかかわることだと思うが説明をお願いしたい。

教育総務部次長兼教育総務課長 冒頭での説明にもあったように、多くの学校で取り組んでいるものとしての主な取組と、その他の取組とにふり分けたということである。そのふり分ける基準として75%が何か一定の基準として設けたのではなくて、多くの学校で取り組んだその多くを我々が75%として設定したということで、ご理解いただきたい。

宮崎委員 わかりました。それから、この報告書というのは、実に多くの労力が注ぎ込まれているということが分かる。大変な仕事だろうと思うが、どういう積み上げ方でこの集計をしたのか。各学校からこの項目について、それぞれ報告を受けて、それをダイジェストしたのが、この表現だということか。

教育総務部次長兼教育総務課長 ご指摘のとおり、各学校からの先ほどの報告のとおり、昨年度で3回目の報告になる。前年度ベースの項目を掲げながら更に新しい取組があれば挙

げていただくという方法をとっている。学校に照会する、あるいは市長部局に照会する、あるいは教育委員会事務局の中でのそれぞれの事業を行う。(★)印として新しく掲載したものもいくつか今年掲げているが、やはり2回3回と報告を受けていく中で、実際にこういう事業をやっているにもかかわらず、挙げていなかったものの中にはあったため、そうしたものも新たに見直しをしながら報告を出していくというような方法でまとめている。

宮崎委員 そうした積み上げがあったということで、この報告書については他の学校がどうということだったかということ、それぞれの学校がこの資料を見ることによって参考にできるという構図になっている。これは学校だけではなく、これだけの労力をかけ、取りまとめたものとしての評価は、市民みんなが共有するということがコストパフォーマンスが達成できると思う。そこは重要な観点だと思う。そういう意味で、この取りまとめはどういう形で市民の目に触れさせていくのか。例えばホームページでこれを全部公開する予定なのかどうかを聞きたい。

教育総務部次長兼教育総務課長 今日報告した後、了承されるということになれば、取組状況として取りまとめる。冊子としてお渡しできると共に、ホームページにも掲載していくという準備をしているところである。

宮崎委員 この膨大な点検項目を総括すると、成果としてどういうものが挙げられているか、反面、課題として何が残っているかということに問題は集約されると思う。学校でその成果をきちんと評価をする。そして、課題をしっかり認識するということが大事であると思う。そのことを各学校に、より徹底させていただければと思う。そして、とりわけその課題については、問題点が明らかになっているわけだから、今後それぞれの工夫によって努力されていくと思うが、それを学校任せにするのではなくて教育委員会で何か大きな方向を示すとか、した激励をすることが必要になることもあるかと思う。そのことをお願いしたい。

各論についてお尋ねする。(★)印のことについて先ほどから説明があったように20年度から始めた取組であるという説明であった。2頁、3頁に新しい取組のことが掲げられていて、それぞれタイトルを見てみると、取り組む意欲なり視点なりが双方よく分かる。ここに努力が現れていて評価できると思う。その中で、2頁に「ケース会議における情報交換チームによる支援(★)」というタイトルがあるが、タイトルを読んでもピンとこないがどういうことか。

教育指導課長 ここでは文章表現が不適切であったので申し訳ない。「情報交換」の後に「、」を打って「チームによる支援」というように後を続けていただきたい。「情報交換チーム」というように続けてしまうと何かそのようなチームがあるようになってしまうため、ここでは「ケース会議」ということで、生徒一人ひとりの課題について、学校の中で「ケース会議」を開いて情報交換をし、全ての教員がその課題を共有するような形になる。また、チームで支援をしていくような形になるようにしっかりと体制を作っていくということを取組として挙げたもので、表現として「、」を入れていただく内容として通じると思うが、

いかがか。

宮崎委員 「ケース会議」はどういう意味か。

教育指導課長 「ケース会議」というのは関係する教諭、職員、あるいは養護教諭等の入った組織があり、辞令を出して、例えばいじめの問題、不登校の問題や発達障害の問題を個々に抱えている子どもの課題について指導法、支援法の協議をして、個々のケースを出していく場として「ケース会議」を設けている。

宮崎委員 「ケース会議」というものを新しく平成20年度から設けたということだが、どういうことか、

教育指導課長 学校側のとらえとしては、色々なケースを今までやって来ている。今回ここで新たにというのは平成19年度からの取組として「特別支援教育の取組」というものがスタートした。特に発達障害のあるお子さんについての対応ということが、新たにケースとして出てくるということもある。平成19年度からの取組ということで新規として意識して報告の中に入れたものと思う。また、同じような取組の中で教育相談コーディネーターという教員の中でも位置づけされた教員が各学校に置かれることになったので、その先生方が中心になって「ケース会議」を開いていくという形で新たにやっていくことになった。

宮崎委員 もう1つ(★)印についてだが、3頁にある子どもの相談機関にかかわる活動で「カードの配布」というのがある。これは大体分かるが、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

教育指導課長 これは2頁からの引き続きで、市や関係機関における取組ということで、教育センター相談室がカードを作成したものである。子どもたちに向け、相談できる情報を提供するというので、そのカードの作成と配布を今回行った。

宮崎委員 このカードを作成するのが平成20年度からの新しい手法ということになるのか。

教育指導課長 以前からそれぞれの機関のカード等は、教育センター相談室も出していたが、全ての情報を入れたものとして新たにカードを作成して、保護者も含めて配布したということで新規の事業とした。

教育総務部次長兼教育総務課長 前段の説明が不十分だったようで、この(★)印については、平成19年度から始めたものもあるが、今までのものから漏れていたというものもあり、若干本来では掲げるべきものであったのが、だんだん2年3年とやっていく中で、こういう事業もやっているのではないかと、少しやり方を変えたなどを含めて新しい事業を掲載したということで(★)印を加えている。

藤原委員長 このかまくら教育プランを拝見すると、だんだん年ごとに新しいシステムが構築されていき、多岐にわたって色々な支援がなされて来たと思う。これからは周知徹底しながらそのシステムをいかに十分活用していくかの問題になるはずである。関係事務局の方どうぞよろしく願います。

また、この中で幼保小中高までの連携が整い始めてきているということが拝見できた。幼保小というのは、既に長い鎌倉の歴史の中で続けられてきているが、高というのも中学2年生や3年生にとってはとても参考になるいい機会だと思うが、具体的にはどういう連携がとられているのだろうか。

教育総務部次長 中高の連携の一つとして、小学校から中学校でも小学生が中学校に入るときに中学校を体験するというようなことと同じように、中学生が高等学校へ進学するに当たって、鎌倉市内の県立高等学校の先生方をお願いして授業をしていただく。高校の授業、あるいは高校生としてこんなふうに関後高校生活を送っていくと、勉強の方も上手くいくのではないかと。県立高校の先生方が中学校の方に来て、中学3年生に授業をしていただき、中学校もできる限り高校と連携をとりながら受け入れをしていこうということで、中高の連携ということが実際に行われている。

藤原委員長 小中の連携の成果として、中1ギャップが減ってきたということが書いてあった。小学生と中学生のバトンタッチがスムーズに行われるのが、とても大事だと思う。中学校の先生に専科の授業として小学校でやっていただくという機会はあるのだろうか。

教育指導課長 実際に小中の交流というのが、各学校で取り組んでいただいている。その中では授業にも取り組んでいる。特に英語科については、小学校の方から英語活動の中で中学校の英語科の先生をお願いしたいと小中の連絡の中で依頼があり、実際に中学の教員が小学校に行って授業を行ったという報告を受けている。

藤原委員長 小1プログラムと中1ギャップの解消のためにも、今後もよろしく願います。

それから、学年学級懇談会の実施ということで全ての学校で実施しているようだが、1つ提案がある。学年学級懇談会の他に学校全体の懇談会というものをも是非実施していただきたいと思う。それは私の子育ての経験の中からののだが、まず、学年の先生の顔はよく分かるのだが、学校全体の先生の顔という保護者には見えにくい。学年が替わるとまた別の先生に代わるわけだが、それでもどういう先生がどういうことをされているのかというと、保護者からはなかなか見えにくかった。防犯とか防災という意味でも先生の顔を知るということは非常に大事なことであると思う。もう1つの利点というのは、やはり子育てをしている中で、今振り返ってみると本当にさ細なことでも経験の無いときには、どうすればよいかの判断に困ることが学年が進むにつれて出てきた。例えば、子どもが小学校1年から2年に上がったときに、お小遣いの金額をどうすればいいのかと迷った。そんなときに、子どもの1年先輩のお母様なのだが、「これはこうなのよ」と言っていただくことがとても支えになったし、心強く思ったものだ。そういう意味で、同学年の保護者というと、色々話せないことも出てきたりもするので、少し上のお母様方になると体験の中か

らも十分聞けるということでもある。先生方にも加わっていただいて、全校の先生のお顔を覚えるためにも、せめて年に1、2回はそういう機会を持っていただいて、理想的にはお茶でも飲み、お菓子でも食べながらそこに全員の先生に加わっていただいて、お話をしたり相談が出来たりという場を学年だけではなく、学校全体の場を設けていただければ喜んで集まっていただけのお母様も多いのではないかと思います。PTAの集まりの中では、保護者の中にはPTAの集まりに行くとか何か役員をやらされるのではないかという不安もあったりする。学校が主催するということにとっても意義があると思う。先生と保護者の垣根を乗り越えるためにも、そういう機会も設けていただけたらと思っている。

それから、地域との交流で高齢者との交流が盛んになっているということが、とてもありがたいことだと思う。やはり核家族化や少子化が叫ばれる中で、幼時の時期から遊ばない、遊ばない、遊びたくない、遊びが面白くないという子どもが増えているというように聞いている。その地域とのつながりも希薄になってきている中で、おじいさんやおばあさんとの連携というのも子どもたちにとっては心の支えにもなっていくと思う。この項の中で反省点として、行事としての取組から年間の取組へと書いてあったが、一つの行事というよりもそういう場を常に設けてある、そこに行ったら教室があって、週に1回そこに行ったらおじいさんやおばあさんに会えるという、それから発展して、子どもたちも一緒にそこに行ったら何かできるというような場も将来的には考えていかれたら良いと思う。これからもよろしく願います。

(学校施設におけるアスベストの除去工事について)

仲村委員 学校施設におけるアスベストの除去工事については、既に鎌倉市内の全校で実施済みになっていることか。

学校施設課長 最初に平成17年度に調査を行った。それは全校に対して、図面で当たって疑わしき箇所を全部調査した。今回、同じところを再び調査したわけだが、何で調査したかということ、国の基準が改正されてJIS規格がより厳しくなったということで再調査をしたところ、学校で2校の6箇所で含有が見つかったということである。

仲村委員 それは小・中学校全部を対象に調査した、鎌倉市管理の全校を調査した結果によるものか。

学校施設課長 そのとおりである。

仲村委員 この2校以外には完全に無さそうと言えるか。

学校施設課長 今のJIS規格では、完全に含有は認められなかったということである。

仲村委員 アスベストの調査に関しては現時点では全て終了ということで、問題はないとい

うことか。

学校施設課長 そう認識している。

(平成21年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童・生徒数の推計について)

仲村委員 平成21年度は、中学校で人数が相当数増えるということで、対応はどういうようにしていくのか。

学務課課長代理 中学校に関しては、特にクラス数がこの推定のところで増えたとしても教室が足りないということはないし、施設的には問題はない。後は、教育開始については最終的に4月1日で、入学式を終えた段階でクラス数によって、県の方から教員が配置されるので、特に人数についての問題はない。

宮崎委員 小学校では平成21年度が3人増える予定であるが、4学級増えるというのはどうということなのか。

学務課課長代理 児童数は3人増えるが、鎌倉市内全体としては学校によっては若干増えるところもあるし、減るところもある。あくまでも学級数としては、40人とすると1学級であるが41人になると2学級になるということで、学校によって増える学級と減る学級があり、トータルするとこういう形になる。

(平成19年度児童生徒指導上の諸問題調査より、本市におけるいじめの問題の状況について)

仲村委員 いじめの問題については古くからあって新しい問題ではないが、その実際は認知されない件数のほうが多いのではないかと思う。いじめに関して生徒にアンケート調査をしたことがあったか。

教育指導課長 各学校においては教育相談というものがあり、その中で、悩み事等を事前に聞く機会がある。そのときには、いじめについての項目等も入れながら、実態等の把握にも努めている。

仲村委員 全員に対して面接を行って聞き取り調査をしたということか。

教育指導課長 学校によって若干違うかもしれないが、実際にアンケート用紙は全員に配布し回収するという形で確認できる。また面談等の時間の中で、全員と話をする時間を設けてそこで話を聞く、「何か話したいことはありますか」と子どものための話しやすい場を作って、実際に聞き取るということをしている。

仲村委員 ある学校なり市内の全部の学校でアンケート用紙を配って、答えてもらったという調査は実際にあったのか。

教育指導課長 いじめについての取組の中でアンケート調査を実施したかという質問になると思う。中学校においては、全校で事前にアンケートをとって教育相談に結びつけたということは確認をとっている。小学校については、全ての学校が同じような形でアンケートをとってはいないが、実際行った様々な取組等の報告を受けている。

仲村委員 小学校で認知されたいじめの件数と、実際の生徒がいじめを受けたという実際の数とのギャップはどれくらいあるか。

教育指導課長 実際には今回の調査は、平成18年度分の調査から少し定義が変わって、子どもにとっていじめの形式的な認知というものではなくて、いじめられている本人の立場に立った考え方で報告をすることになった。アンケートの中でその部分が出ているものについては、認知したものとしている。いじめを受けた後の子どもとの話を、事情を聞き取る中でいじめの確認等もあるかと思うが、基本的には小学生へのアンケートの中で子どもたちの訴えに対して確認をしている状況である。

仲村委員 単純な答えを期待している。例えば、認知件数は何件だったが、生徒がいじめだと認識している件数は何件で何%、全校で及び学年で何%だったというギャップについて知りたい。

教育指導課長 それを元に我々は報告を受けているということである。その数値が学校における認知した数で、統計をとった子どもの数と認知した子どもの数になっている。

仲村委員 それでは、本市はいじめの実態と認知とは件数は一致しているということで理解してよいか。

教育指導課長 調査で上がってきた数値・統計情報については、あくまでも忠実に報告している。その中での発見というと少し意味合いが違うが、認知するためのやり方、アンケートは全員に実施するかという質問であったが、中学校については全員にアンケートを実施しているということ。また小学校については、そこまでの発見、認知についてはなかなか難しいことになっている。そこで、認知、確認に努めているわけである。そしてその中で報告になっている。我々としては認知、確認されている小学校からの報告としての統計である。

藤原委員長 仲村委員の言ういじめで一番怖いのは、学校の先生にも保護者にも言えず、そして誰かに言う「ちくった」として、もっと怖いいじめにあってしまうという子どもが、どういうふうに助けを求めるのかという、そういう子どもがいた場合に一番大変なことになるわけである。このいじめの発見のきっかけを見てみると、35%が児童からの訴え、

保護者からの訴えが31.4%、先生からの発見が19.6%となっているので、そういう意味では児童が先生に直接言えたり、保護者が言えるという状況があるということは、全国的に陰惨ないじめがある中では、少し救えることかなと思う。それから、最後の頁、いじめを防ぐには、まずみんながいじめというのはいけないことだという認識を持つことで、そのための取組ということが本市ではなされている。もちろんこれで済むということではない。いじめの発見ですぐ学級会を開いたというような学校もある。学校全体のまた担任の先生の姿勢に大きくかかわってくると思う。

宮崎委員 平成19年度の総務省の調査ということだったが、その中で鎌倉市への部分を抽出して統計をとった結果がこれであるということ。それがただいまの時点で発生されるという理解でよろしいか。

教育指導課長 そのとおりである。不登校、いじめ、暴力行為、この3つの問題行動については文科省がずっと調査をしてきた。それについて委員の方々からもご意見をいただいているが、平成18年度いじめが社会問題化された中で、鎌倉市の状況の報告をしている。今年度については、昨年度定義が変わったということで、その集計結果の報告である。また、今年度は2年目ということで今年度もここで報告をさせていただいたが、基本的には毎月行われている文科省調査の集計が終わって、今、文科省の方で全国の調査を取りまとめている状態である。今後全国の状況が発表される予定である。市としては既に集計が終わっているため報告をした。

宮崎委員 全体的な国の調査、本市の状況、この辺の位置づけがわかった。文科省の全国調査というのは、平成19年が初めてだったのだろうか。

教育指導課長 文科省の全国調査のスタートの時点というのは把握していないが、20年以上前から問題行動の調査は続いている。しかし、ここに来ていじめについては平成18年度、特に大きく社会問題化してきた自殺とも絡んで、もっときめ細かい子どもたちへの対応が必要ではないかということで、この調査の実施内容・質問・調査項目等も変えられて、18年度分19年度分が少し変えられて調査となったということである。文科省の調査自体は、ずっと以前から行われている調査である。

宮崎委員 国レベルで改めて実態調査による実態把握をするというのは、それなりに意味があり、普段もやっているのだろうというように理解できる。同じように自治体レベルでもそういうアンケートによる実態調査をやるというのは、それもそれなりに意味があるものだろう。しかし、国がアンケートによる調査を行い、数値的な出遅れ分の把握をしようという調査はあった方が良くして、自治体それぞれがそれだけお金と労力をかけてやる意味が果たしてあるのかと。でも、それなりに意味があるという理解に立たなければならぬと思う。当教育員会では、これからそういう意味で、アンケート調査のようなもので国がやる調査はあくまでもやらなければならないのだが、それも含めて、こういったことを続けていこうという考えがあるのかどうか。それから、こういうアンケートによる調査で

はなくても、教育委員会でもこれまで毎年実態についての報告があったように記憶している。行政としてそういう状況を把握するのは当然のことである。状況把握の前に各学校でいじめに対する相談というものを日常活動として行い問題を解決しようとしているのであり、その結果、いじめがなくなっていくことが期待されるわけである。その積み重ねをこれからやっていくことが基本だと思う。またそういう体制をより厳密にして問題の解決につながってほしいと思う。そうした活動の結果が、実態としてまとまってきてこれまでなされてきたような報告がなされるだろうと思う。冒頭に申し上げたように、それはそれとして基本的な位置づけとしておきながら、アンケート調査を別な意味で、これからやるという考えはあるのだろうか。

教育指導課長 基本的には市独自の調査というのは考えてはいない。ここにあるように文科省からの各市町の実態の把握を、集計してやっていくという調査への協力はしなければならぬので、この調査をもって実体の把握の参考にしていきたいと思っている。実際にはそれぞれ報告された事案・ケースがどういうものか、それが果たして色々なところでの解決法・対応等がどうだったかを聞き取りながら対応に当たっていくことになる。先ほど藤原委員長からご意見いただいたが、本市としてもその点については分析しているというのは、ここにきてこのいじめの問題が出てきて、本市としてもやはり0ではない。あるということで、子どもたちを見ていかなければならないという意識を学校にも求められた。そして既に報告はしているが、子どもたちにもいじめがあると意識で、生徒会によってスローガンを作り、子どもたちの中からもいじめを無くそうという意識を作り出した。そのような取組の中で、子どもたちが自らいやなものはいや、自分が困っているときには相談する。そのようなことを保護者も含めて、先ほどの教育センターからのカード情報もあわせて、自分だけでいじめについて解決する。あるいは、いじめられている、被害を受けている子どもにとっても、訴えることで救いを求めていくという考えが出て来たと思う。従って、独自でアンケートをとということではなくて、このような調査を資料として、具体的なケースに対応し確認していくということに努めたいと思う。

仲村委員 今、把握していることであるが、小学校ではやっていないということであった。私はやはりやったほうが良いと思う。

教育指導課長 小学校については全てを把握していない。ただ、中学校においては、教育相談というのが教科担任制のために時間を1年生から3年生を斉一で取らないと学校全体の取組はできない。その取組として、学校全体で教育相談。その前にアンケートで相談の希望を取り、いじめの状況について聞いたことはあるか、見たことは無いかというような間接的な聞き方などを含めて実態の把握に努めている。小学校については学年がばらばらでとることはなかなか難しい。基本的には懇談会での話題を年間を通して直接聞いていける機会をもっていくということで取り組んでいて、全てがアンケートを前提としてやっていることではないと思う。小学校においては全てがアンケートを実施しているということについては、全校での実施ということは無いかと思うが、中学校ではというお話をした。

仲村委員 小学校でのアンケートの方法については、色々な調査の方法としてより正確なデータを取るためには、アンケート調査に工夫をしなければいけないと思う。今実態はどういうふうにやっているか分からないがこれは質問の項目の吟味だとか充実しているといいのだが、要するに実態調査をやっているならば、結果が出て、そこではじめてどうするのか。こんなに多いのか、こんなに少ないのかと、極端な話になってくるわけだから、やはり実態の把握のためにきちんとやるといい。鎌倉市は鎌倉市で独自でいいと思うのだが。

教育総務次長 子どもたちにアンケートをとるということも1つの方法かとも思うが、今学校で主に取り組んでいるのは、やはり個別面談の時間を設けることである。先生方が子どもたち一人ひとりとゆっくり話し合う時間を設けている。そして、子どもに相談に来なさいと促しても、なかなか相談に来られない子どももいるので、相談週間あるいは相談期間というものも設けながら、その中で子どもたちがいつもこの週間は先生と話をすることができるという機会を設けている。色々な相談ができて、全員が先生と話をすることができる。その中で自分のことだけでなく、友達のことでも気になっていることも相談する。そんなことを今学校では取り組んでいる。一人ひとりの子どもたちと先生が話をし、その中で学校の色々な課題を見つけていこうと、取り組んでいるところである。

仲村委員 それは非常に良いことだと思う。きちんとそういう環境を作って、子どもたちの思いを吸収していただきたい。いじめのことについて他人に相談しても面白くなかった。楽しくなかったという生徒もいる。担任が気に食わないから学校にいかないという子どもがいるわけだ。色々なケースがあって、なかなか心の問題は一律には行かない。素直に自分のことや考えを話す子どもがいるかと思えば、先生がいたから本当のことが言えなかったという子どもも確かにいるわけである。名前は無記名のしかもそれを他の事には利用しないとか、ばれないようにするとか、色々配慮した上でやはりアンケート調査をやっていた方がいいのではないという気がする。

熊代教育長 いじめの問題は最近新聞紙上に載る割合がきわめて少なくなってきた。こういうときに非常に心配することが起きてしまうことがある。心配事は潜行していじめが行われているという可能性は大きいと思う。安心してるとその心配事は無きにしても非ずである。今、仲村委員のおっしゃったように、どこかにきっとあるいじめ、学校として自分たちでその情報をつかむということは絶対必要なことである。出てくるのを待つのではなくて、その前にはっきりしなければいけない。それぞれに何とか工夫して情報をより早くつかでほしいと思う。

相談ポストを設置しているが、私は時々25校の校長会の席で確かめているが、相談ポストには何も入っていないのだそうだ。「私はいじめられている」とか「何とかされている」とかの投書はされていないそうだ。ほとんどの子どもはそこへは何も入れていないようである。子どもはポストの中に何か入れているという姿を見られるのがいやなのかと思うし、またあまり沢山入っているのもこれは問題でもある。そのあたり、考えなければいけないことだと思うが、やはり実態の把握というのができるだけ早くにしなければならぬので、事前に把握できるような方法も工夫してみたいと考えている。

(青少年総合意識調査（アンケート）の実施について)

仲村委員 質問項目というのは、どこが作ったのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 これについては、教育委員会生涯学習部の職員、こども部の職員、そして教育総務部の職員で具体的には、教育指導課、教育センター、それから、市長部局の人権・男女共同参画課の職員の協力を得て外部で作成したものである。

仲村委員 私の見方も感心も偏っているのだが、つい数日前に親を殺したいと思っているというのが30%であったという調査が出ている。それから、人を殺してもなんとも思わないという少年が本当にいる。そういうことを関心事として、こうしてみたいとか、少年非行が結構増えていて我々の考え方では理解できない。事実、私は少年非行に関連したことがあるのだが、人を殺すことを悪いと思わない。今私が関係しているのは、はじめは父親を殺して少年院へ行って、出て来てそのうち母親を殺してしまった。少年は高1のときに父親を殺し、3年程少年院へ行って出てきたら今度は母親を殺してしまった。一体どうなっているのか、今の青少年は。心の中がどうなっているのかというのは、私の関心なのだが、そういう項目も是非入れていただきたいものである。今の本当の心が理解できない子ども、両親を殺しても何とも思わない、殺してみたい等を質問項目に入れておいていただきたい。要するに青年の心の中は我々の理解を超えている。これは何もこれまでのことの原因があるわけではない。俺が悪い、家庭が悪い、社会が悪い、日本が悪い。そして結果がこうなるということなのである。今若者の心がどうなっているのかという質問内容である。若者を理解するために、もっと色々なことを聞いてほしいと思っている。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 まず一つは、確かにあらゆる角度から青少年がどんなことを考えているかということで調査をするわけだが、3,000人の方に無作為に送って、なるべく一人でも多くの方にご協力をいただくというようなことでお願いをする。質問項目は全部で41問、そして感想を書いてもらうということになっている。ご協力をいただくということでは大体このくらいのボリュームなのかということを感じている。それから、色々な聞き方があると思うが、先ほど親に対する潜在意識とか反抗のお話があったが、一般的な調査、この調査というのはあくまでも青少年が上手く育っていただくための指針を考えているわけである。だから、今後この調査に基づいて今の青少年がどういうことを考えているのか、どういうことをしているのか。こちらの方の委員会で毎日話しているような、普通の過ごし方や友人関係、悩み事、将来の夢など、そういうものを聞いた中で青少年の方々が将来健全に成長していただくための指針を作っていこうということでの情報という点からアンケートということである。今後のプラン作りに役に立つという観点から質問項目を設定した。

仲村委員 家庭環境というのも非常に青少年の成長に色々と影響してくると思う。親と子ども仲が悪いとか、話を聞いてくれないとか、夫婦仲はどうかとか、立ち入ってもいいものかは分からないが、家庭環境というものは本当に大事な。家の中の環境は聞きたい

ものだ。

生涯学習部長 確かに青少年の実態調査ということで、先ほどの親を殺してしまった少年の例もあったが、心の豊かさを教えていくのも必要だったのかもしれない。今回の調査は、これからの青少年健全育成プランを策定していくための資料として作っていかうとしているので、どちらかという青少年の居場所とか交友関係、地域とのかかわりなど、意識をどういうところに持っていくのかということに重点を置いている。今仲村委員のおっしゃっていた家族関係、環境意識、人間関係、ボランティアの関係、設問総数が30から40ぐらいの中で、目的がどうしても育成プランということに使うのでその辺については、確かに家庭環境ということについては大事なことで関心はあるが、活用の方法としては、今回は目的が違うということが実情である。

仲村委員 おっしゃることは分かる。また引き続き、若しくは良い機会があったら質問内容の一つにさせていただいたらよいだろう。実際多くの青少年は健康に育っている。その問題になっているのは我々から言う対象は少ないわけで、いわゆる普通の人を相手した育成プランであると理解した。

藤原委員長 一つはこのアンケート調査の中に取り入れられていることは、青少年というところが義務教育という段階まではわりに手厚くされているが、義務教育、青少年という15歳も入っているが、育ち行く段階で、どこかまだ足りなかった部分があったと思う。そういう意味で、青少年に向けてこういうアンケートを発信すること自体が意識改革になると思う。青少年にとっては、とてもまた心強いことだと思う。問い方についても育ち行く段階でのアンケートになるが、今後ももしアンケートする場合にその案にも積極的に取り入れることが、逆に青少年にとっては自分たちのことを本気で考えてくれているというメッセージにもなると思う。これから、是非少し不安になるまで踏み込むようなアンケートも実施していただけたらと思う。

宮崎委員 いくつか質問と意見がある。小学生が除外されているがこれはどういう理由か。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 青少年というのは15歳から30歳未満ということで行政がとらえているわけだが、青少年の健康健全ということになると、中学生ぐらいからが大体主な対象になるかと思う。それから市長部局の方で、子どもの健全育成のための「きらきらプラン」というものを作っていて、そちらの方の対象者が中学生ぐらいまでが対象ということになっていることから、そちらに合わせて設定した。

宮崎委員 そういうご説明をいただくと、一つの行政行為として目的を持って、目的を絞り込んでそれぞれの施策が作られるわけであるから仕方がないと思う。しかし、先ほどから質問の多くの内容、質問項目の数といったことについての教育委員からの質問については、鋭いものがあったと思う。そういう点で言えば、また別の内容を作った側に見ていただきたいと思う。私は小学生も加えた方が良かったのではないかと思うのだが、そういう

見方もあるんだと受け止めていただきたいと思っている。8月の末には発送ということで、既にアンケート用紙が作られているかもしれない。従って、これから追加するとか修正するとかというのは無理かもしれないが、もしそれがかなうなら私は折角アンケート調査をやるのだから、改訂してほしい。冒頭に質問項目は40項目ぐらいが妥当ではないかという判断があった。それはそうかなという気もするが、私はそこにとらわれることはないのではないかと思う。改訂することが可能であるならば、質問内容・質問項目・調査対象者など、そのへんが非常に大切な項目ではないかと思う。もし見直しをしていただければ、好ましいことであると考え。これから質問することは、直らないとならば直らないでいいが、こういう意見もあるということで述べさせていただく。

今、仲村委員から、親に対する子どもの認識の仕方、親を殺したいと思っている子どもが相当数に上るのではないか、これは潜在意識として思っているものも含めると、相当数に上るということを耳にしたというお話があった。それをこの種の調査の項目の中に加える意味があるのではないかというご指摘であった。私はこれを衝撃を持って聞いていた。こういう調査で、ある意味一つのプランを作るから、そのための前提条件として、そこら辺まで子どもたちが果たして思っているのか思っていないのかということをつかむ必要があるのか無いのかという問題である。指針を作るのであるからそこまでは必要ではないという判断だったのかと思う。しかし私は、折角そういう指針を作るのであるならば、子どもたちの意識が実態としてどこにあるのかという、そういうリアルさを持つことから指針作りはスタートするのではないかと思う。そして、その方がより内容の濃い指針ができるのではないかと私は思う。本当にその項目で、そのとおりの字句でやるかどうか、これは更に検討する必要があると思うが、そういった子どもの親に対する認識の仕方の本当のところを聞き出す質問の文章を作ればいいわけであるから、ひょっとするとそこまで具体的に聞くのはやめたほうがよいのかもしれないが、そうであるなら、もう少し一般化した質問項目であってもいいだろう。私には、しっかり答えようとする子ども、ましてや親に対する気持をリアルに持った子どもが、そこにそういうことを書こうと考えるかもしれないと思える。そういう子どもたちなら、少数であってもいるという結果になれば、具体的な質問項目であってもそういう項目を加える意味はあると思う。

それから、仲村委員の方から指摘のあった家庭環境のことでいえば、質問項目としては非常に大切な部分だと思う。親に対する子どもの意識の問題で、仲村委員の衝撃的な意見があったわけだが、そのことは家庭環境と根っこは一つの問題だと考える。なので、可能ならば家庭環境について、子どもたちが家庭で現状、どのように過ごしているのかを見るという点では、盛られているような質問項目に加えて、もう少し何か必要なことがあるのではないか、見落とされていることがあるのではないかと、あるいは既に議論に出たが質問項目の関係で削除することになったという経過のある項目があるのではないかということで見直す必要があるのではないかと感じる。

家庭の中で子どもたちがどういう仕事をしているのか、家庭の中でどういう役割を果たしているのか、そのことは家庭環境の骨格を成すことだと思う。残念ながら現状ではその項目が入っていないように私は感じる。中学生と高校生、大学生、あるいは仕事をしている社会人の様々な年齢層の青少年であっていいわけだが、そういう年齢によってその役割の果たし方は違っだろう。「かくあるべし」と「かくあってほしい」という点で違ってくる。

果たしてそれぞれの年齢層によって求められる役割を、今の青少年がどのように果たしているのかという実態を把握する必要があるのではないかと思う。恐らく、適切な質問項目を浮かび上がらせることが出来ると思うが、青年と中学生とでは身近な役割に違ったものがあるだろう。中学生は中学生なりに果たしてほしいという我々が思っていることに対して、一体子どもはどういうふうに思い行動しているのかを我々は把握したいと思う。更に家庭環境についていえば、「子ども」ということで義務教育の小学生まで引き下げて小学生がどういった家族の中で役割を果たしているのか、といったことも把握したいと率直に思う。そういった意見もあるということをしつかり念頭に入れていただきたい。今後の取組も全体的な表現、文章で求めているところもあり、そうした視点があれば、何かヒントをつかめるかもしれないと思うし、いま指摘した事項も是非盛っていただければと思う。

少し話しは前後するかもしれないが、その指針を作るという説明があった。これは作業としてはどういうことなのか。健全な青少年育成のプランとなるのか指針となるのか、タイトルもそうなのだが、どういった趣旨の指針を作るのだろうか。指針についてもご説明をしていただきたいと思う。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 具体的なタイトルはまだ決めていない。仮につけるとすれば、「鎌倉市青少年健全育成プラン」または「健全育成指針」、そういうものになると思う。何でそういうものをとるかという、先ほども少し説明をしたが、青少年が心豊かに夢と希望を持って育っていく、きちっとした責任感を持って充実した大人になっていただくための環境づくり、土台づくりのためにはどうしたらいいかということを決めるというかたちになる。イメージ的には、アンケートに基づいて青少年を取り巻く現状と課題等をピックアップして、実際にプランや指針の理念や目標を定めて、具体的にどういうかたちで青少年に対して取り組んで行ったらいいのか、それは家庭・学校・行政・社会全体で取り組んでいく形になるものと思っている。それぞれ分野における役割を働きかけていきたいと思っている。当然、社会全体でプランを推進していくためにどういうふうにしていくかというようなかたちで構成していくのではないかと考えている。

宮崎委員 指針についてはよく分かった。どういう形で実行していくのかというのは非常に難しいという指摘があったわけで、最後に問題になるのはそこだと思う。そういったことを指針なりプランなりとして自治体が作成することを市民はどう思うのだろうか。そんなものは必要ないだろうという人がいるかもしれない。役所の中の身内の問題としてはそういう問題は引っかかってこないと思う。でも、それはそれで、行政プラン、政策としては是非やっていこうということだから、その辺の正当性を求めながら推進していくしかないのかなと思う。そういった問題も残っているのかなと思う。そこで問題発信がどこまで市民の生活、あるいは価値観とか生き方とかいうところまで規制するようなことになっていくのだろうかと思う。それで、指針というものをどういうふうにつけていくのかというと、その次の重要なハードルになるのかと思う。どこまで踏み込むのか。そういう関連でアンケートをどこまでするのかということも出てくるわけである。鎌倉市の青少年が、親に対して本当に家族としてあるべき健全な親子の情を持っているのかいないのか、あるいは親に対するとんでもない反抗心や殺したいとまで思うような悲惨なケースもあるのかどうか。

それを具体的に調べることもないだろうとか、全国レベルでの青少年のあり方ということ
を理解すれば足りるだろうとか、そこまで具体的な質問項目を設ける必要もないというよ
うな、そんな判断も背景にあったのかなと思う。

それでよいだろうか。現状をどう理解するかという、そのためのアンケートだと理解し
ている。その次に、アンケートを踏まえて指針を作るということだが、アンケートという
のはあくまでも参考にしかないということだろうか。その指針を作るときの青少年を
健全に育成するための方向というのは何だろう。それは大きな理念もあるだろうし、その
理念にそった細部の青少年の育成の仕方やあり方というようなものがあると思う。それ
についてはやはり、この政策を担当されている方々は、過不足のない、深い市民的理解に立
った指針を作らなければならないと思う。当たり前のことだが、そういうふうに思う。従
って大変失礼ながら、アンケートなどをやる際、そういった視点が、質問項目から脱落し
てしまっただけではない。項目を削るということでしたのであれば、指針を作る際に、そ
ういう視点を持っているということになる。しかし、端からそういう意識を持つというこ
とが弱かったということであるならば、これは由々しき問題であると思う。ただし、そ
ういったことは今後検討していくプロセスにおいて十分にあるのであれば問題ではない。是非
指針を作るときに、こういう大切な視点を忘れずに踏まえて指針を作っていたらと思
っている。

熊代教育長 今回の文部科学省が実施している学力学習調査というものがある。その第1回目
の時、内容は忘れてしまったが、学習調査の方だったか学力ではなくて、先ず発表する段
階でその中で、今回の調査で内容が折り込まれるようだった時に、反発を受けてすご
く「かつとした」という情報があった。という項目が1つあった。恐らく、こういう調査
を作るに当たっては一語一語神経を使ってことばじりをとられないように作っているわけ
である。私は行政、特に教育委員会が行う調査であるので、できるだけ一般的なことばで、
カッとされないような文言で書かれているのではないかなと思う。だからずばりこうい
うようなことを聞くと、ちまたの研究所等でやるのだったら別だが、やはり行政側の出す調査
であるから、できるだけそのあたりを抑えて、こういうような調査を作っているという、
そこに歯がゆさを感じるのであるなら、またそれぞれ一人ひとりの考えだと思うが、私は
ある程度、青少年のそういう心の問題が読み取れる部分があるのではないかなと思っ
ている。そういう意味で、あと増やすとすれば文言ぐらいは増やすことはできるのだが、
ずばりそのままのことばで聞くのがいいのかどうか真剣にそのあたりを検討していただ
かないと、出したはいいけれど後で問題になって全部駄目にならないように、これは
やはり教育委員会としても考えなくてはならない問題ではないかなと思う。問の8、9、
10あたりから心の問題が読み取ればよいのではないかなと私は考えていた。アンケート
調査というのは非常に難しい。慎重を期して行わなければならないというように思
っている。

宮崎委員 今回の教育長のお話、実際41問については既に出来上がっているもので、ご指
摘のとおりで様々な観点からの必要事項、心理的な面も含めた答え易い文章になっ
ていると思う。合わせていうなら11頁に内容について、こういった項目で質問を
したいということが書いてある。そこには大切な要素が、私はある意味網羅されて
いるのではないかと。

これはきちんと抑えられていると思う。先ほど細々しいことを申し上げたが、そういう項目の中にもなおかつ教育長のおっしゃったような表現に配慮しながら、しかし、家庭の中であなたはどのような仕事をしていますか、役割分担をしていますか、というような項目があったほうがいいのではないかと繰り返しになるがそのように感じる。従って先ほど教育長からご指摘のあったように、あと何問か付け加えることがありうるのなら、最終的にはもう少し時間がりそうなので、作り直すという考えがあるのならば、申し上げた意味があるのかなと思う。そういうことであるのなら是非参考にさせていただければと思う。

私は3,000人の調査というと、なかなか大変な調査だと思う。そして指針を作る際にもアンケートはアンケートとして、またアンケートによってその実態を知った上で指針を作るということには意味があるし、それだけのコストを掛けるとして、お金のコスト、人的なコストを掛けて行う意味があると思う。それで3,000人の調査で、冒頭に説明があったように40%の回答を期待しているという、これは平均的にこの種のアンケート調査というのは、回答率はこんなものだという想定に基づいた見通しだと思うが、そのところは少し寂しい。平均的にはそうかもしれないけれど、やはりもう少し高い回答率を目指して手を打ってほしいと最後に申し上げておきたい。市のホームページで公開されるのだというふうに私は期待しているし、それぞれの家庭にこのアンケートが行くけれども、そのことと平行して広く市民にこの調査をやっているということを明らかにしたほうがよいと思う。そして、この3,000人に選ばれた方々は是非ともこういう目的のためにやるのだから、真剣にご回答願いたいし、そのお願いをメッセージするべきだと思う。同時にこれはホームページだけではなくて、生涯学習センターや様々な市の施設に目につくようなかたちで、ポスターなどで9月末に青少年の意識調査をしているということで、回答を願いたいということをべたべたと貼りつけて、目につくようなかたちで広報していただきたいと思いますとお願しておきたいと思う。

生涯学習部長 広報の周知については、市の広報誌・ホームページに掲載していきまし、また学習施設でも周知を図っていきたいと思っている。また、回収率40%というのは社会調査の平均的な結果はもう少し数字を出したいが、一応アンケートの対象とした12歳から25歳までの青少年の単純集計上の統計的な優位性を95%位とすると、1,500人くらいの回答があれば、単純集計上は恐らく青少年はこう考えているだろう、間違いないだろうという40%を期待値として確保していきたいと思っている。それから、こういった社会調査をするときにはアプローチの方法が2つあって、宮崎委員もおっしゃったように、青少年の健全育成プランのように中身の理念や指針というもの、そういった基本的な骨格を考えておきながら、それに対してアンケートをとっていくような意識や意向の調査をすること。そういった骨格が決まっていない中で、とりあえず実態を把握して現状と課題を組み合わせていながら、指針をどうやって構成していくかという方法がある。今回はその後者である。そうやって実態調査をしていく。そうは言っても、青少年健全育成プランについては大体の項目は行政の役割とか学校の役割とか施設的な役割、そんなことを青少年の健全育成を形作るものとしてあるが、また当然として地域との関わりもある。大まかな骨格は持っている。いかに基本的な指針や理念が無いかといっても、大体はそこで整理をしていくことで分かっていくと思う。先ほど教育長のお話の中で、問8、9と家

族内のかかわりについてのお話があった。実は家族関係のことについては、私たちも特に聞きたいことと想っていた。特に、小中学生のことについては、家族関係と家族の中での子どもの位置、そんなことも情報として知りたいと想っていたことである。そんなことで、その名残として問8、9、10が残っている。家族関係・親・兄弟を含めて、家庭における青少年たち、親に対する態度、親の職業、そんなことも聞きたいと想っていた。このことに関しては更にここに追加して実施していくということは難しいが、折角いただいた意見である、ギリギリまで再度検討していきたいと想っている。また、小学生に関しては、先ほど次長が申し上げたように「子育て育成きらきらプラン」というものがある。今回そもそもこの調査に取り組んだのは、中学生、高校生、大学生に関してはこれまで行政の施策の狭間に落ちていて、あまり日が当たっていなかったわけで、小学生、幼児あるいは乳幼児に関しては色々な施策が展開されていて、また色々な支援があった。小学生まではこのきらきらプランの中で対象となっていた。今回の調査は12歳以上の青少年を対象にして、その中の3,000名については住民基本台帳を電算で無作為に探して、既に3,000名の選出の作業は終わっている。また、家族関係については、青少年健全育成プランにおける家庭向けの調査になって非常に難しいものがあるかと思うが、再度検討することにした。

仲村委員 家庭の環境について、例えば、家に居場所が無いという子ども、大学生にいる。もう少し突っ込んで質問して構わないと思う。例えば、青少年の20%が家に居場所が無いと想っているなど、無記名のアンケートであれば、要するに家庭に対してフィードバックできるような、ネットで公開して少し衝撃を与えた方がいいのではないかと。子どもはこういうことを考えているんですよ。子どもが何を考えているのか親の知らないことが確かに一杯あるのだから。立ち入って家はいいか、居場所はあるかとかの質問は構わないと思う。そのためにこれは、決してこういう目的以外には使わないとか、個人が特定されることはないとかアンケート用紙に書いてあるわけだから、そういう配慮をした上で行うことであれば一向に構わないと思う。日本の将来を担う青少年の健全育成をしていくためには、やはり教育現場や家庭など総合的に取り組まなくてはならないわけだから、大きく網を広げて問題点を大風呂敷を広げてやったほうがいいと思う。もちろん、やる場所は具体的にやっていく必要があると思う。

熊代教育長 今の仲村委員の考えが問9、10でも拾えるのではないかと想う。例えば問9でほとんど話をしないというのは、家庭とはいわない。例えば、安らぎを感じていないというのはそこに居たくないわけで、居場所がないのである。私はこういうところから、例えばホームページで表現するか分からないけれど、「これは推測するとこういうことではないか。」というようなコメントはできるのではないかと想う。他に、当てはまる設問が見つからないときには、こういうところから拾えるかなという感じで話しているわけで、ご理解いただきたいと思う。

梅津委員 この意識調査というのは誰がどこに住んでいるということはそれはそれでいいのですが、問7、8、9のそのあたりなのは書くことは自由として、もう一つ「なぜそう思

うか」、あるいは「なぜでしょうか」というのも付け加えてくださると、それで書かない人はそれでいいと思うが、例えば家族全員と会えない人たちの場合、一人でという答えの場合、「なぜでしょうか」とか「なぜそう思われるか」人によって千差万別だと思うし、沢山会話をしていると思っている人もいると思えば、そうでない人もいるわけで、何でそう思うかということにもう一つ踏み込んで考えてもいいと思う。問に対しての答えと、そしてその答えに対して、「なぜそう思われるか」「なぜでしょうか」という質問も付け加えることも検討していただきたいと思う。

(保存管理計画の策定について)

宮崎委員 この保存管理計画、今回4つの資料があった、その策定計画として。前回と類似したことでお尋ねする。質問が重複してしまうが、世界遺産の登録という点でいえば、今回の4つで全体の策定計画が終了するということか。あるいは、まだ残っているのがあるか。

世界遺産登録推進担当課長 候補遺産に24箇所ある。横浜市にある1箇所を除き23箇所に関しては鎌倉市の方で策定しなくてはならない。今回の4つを報告し、あと残りが1つとなった。そちらについては、現在その相手方とじっくり対応している状況である。それについてはもう少し時間をいただきたいと考えている。今回のこの4つの報告に関しては、既に計画の方は既に出来上がっており、遅滞無くこちらを施工するために特に9月から施工を始めたいと思うので、今回報告した。

藤原委員長 東勝寺の位置を教えてください。

世界遺産登録推進担当課長 宝戒寺のちょうど裏手当たりになるが、住宅街の中にあって、近くには、北条高時の腹切りやぐらなど有名なところがある。その前面付近が東勝寺跡になる。

仲村委員 跡として残っている状態か。跡も無くてどこがどうか分からない状態になっているのか。

世界遺産登録推進担当課長 発掘調査等は終了して埋め戻している。現在は平坦な土地の状態になっている。基本は鎌倉市が所有している土地で周りには柵を囲って案内板を付けている。

(7) 行事予定(平成20年8月10日～9月9日)

行事予定報告に対する質問・意見 な し

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

<日程第2 議案第18号>

平成21年度使用小学校教科用図書の採択について

藤原委員長 日程第2 議案第18号「平成21年度使用小学校教科用図書の採択について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

教育指導課長 教育委員会5月定例会で、「平成21年度使用教科用図書の採択方針」を議決いただいたが、平成21年度に使用する小学校教科用図書は、その採択方針により、鎌倉市立小中学校使用教科用図書採択検討委員会に調査研究を依頼し、議案集32頁に記載のとおり報告を受けた。

報告の内容としては、新学習指導要領による教科用図書の使用が始まる平成23年度までの平成21年度・22年度の2年間だけ使用する教科用図書としては、現在使用している教科用図書は特に不都合はなく、指導の継続性ということを考えるとこれまでと同じ教科用図書を使った方がよい等の理由から前回採択された教科用図書を再度採択することが望ましいとするものである。この報告に基づき、議案集47頁に記載の別紙「鎌倉市立小学校平成21年度使用教科用図書候補」にある教科用図書を採択するものとして提案するものである。

質問・意見

宮崎委員 資料の中で、検討委員会の報告書ということでまとめられている。その評価の内容というものが各教科書について出されているわけだが、この評価の内容というのは、平成16年度に採択したときのものと一緒に。

教育指導課長 はい、そのとおりである。

(平成21年度使用小学校教科用図書の採択については了承された)

藤原委員長 本日の日程は、すべて終了した。8月定例会を閉会する。